

令和6年度西原町予算編成方針

令和5年10月

1. はじめに

令和4年度は、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症に対応するため、感染症防止対策や生活支援などを実施し、加えて電力・ガス・食料品等価格高騰に対する生活支援策を実施した。予算においては第10号補正予算まで編成することとなった。令和5年度においては、5月に新型コロナウイルスが、感染症法上の第5類感染症に移行したことに伴い、社会活動が平時へ戻りつつある中で、物価高騰等への対応や政府が進める脱炭素化・省エネルギー推進への対応、行政のデジタル化への対応などにも着実に取り組んでいく必要がある。

本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」(骨太の方針)(以下「骨太方針2023」という。)において、「新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置付けの変更を踏まえて、地方財政の歳出構造について平時に戻す。」と明記された。一方で、同月に策定された「こども未来戦略方針」では、次元の異なる少子化対策の実現のため、当該方針に掲げる具体的政策について、「加速化プラン」として今後3年間の集中取組期間においてできる限り前倒しして実施するとされた。その中で、「こども・子育て政策の強化は、国と地方が車の両輪となって取り組んでいくべきであり、「加速化プラン」の地方財源についてもこの中で併せて検討する。」とされ、町財政への影響について注視する必要がある。

以上のことを踏まえ、令和6年度においては、新型コロナウイルス感染症にかかる地方創生臨時交付金が措置されないことを前提とし、政府が進めるこども・子育て政策の強化に対する町としての方針を検討しながら、財政運営を行う必要がある。

2. 国の動きと地方財政

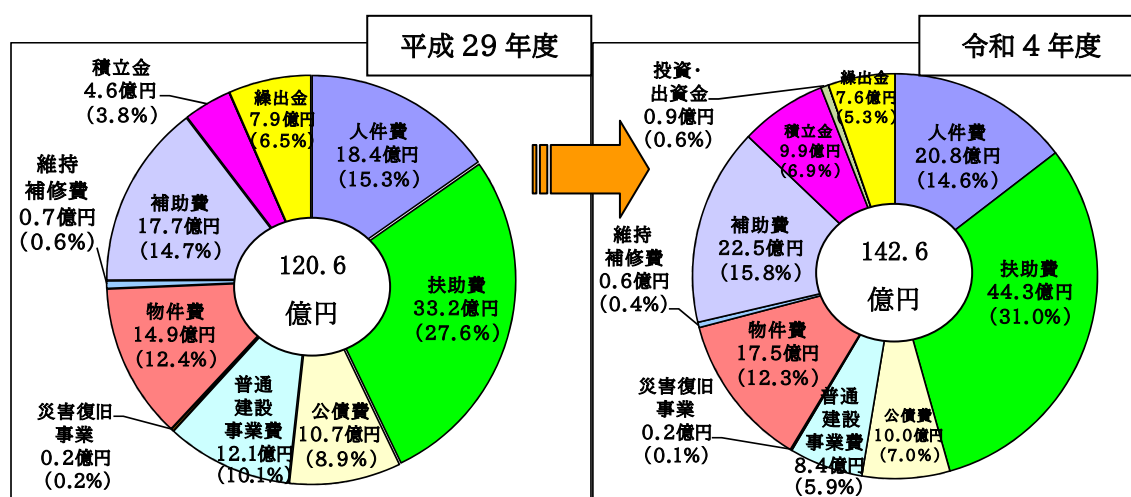
政府は、骨太方針2023において、令和6年度予算編成に向けた考え方として、「本方針、骨太方針2022及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。」とされている。これは、令和6年度地方財政計画^{*1}において、いわゆる「地方一般財源総額実質同水準ルール」^{*2}が維持されることとなった。これを踏まえ、総務省の令和6年度地方財政収支の仮試算では、地方税が43.5兆円で前年比1.4%増、地方交付税が18.6兆円で前年比1.1%増などと試算され、一般財源^{*3}総額としては65.7兆円で前年比1.0%増とされた。

地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額については、令和5年

度地方財政計画の水準を下回らない見込みであるが、扶助費をはじめとした社会保障関係費は年々増大しており、前年度と同水準の一般財源では増大分を賄うことができず、増大分を地方自治体の懸命な歳出削減によって賄わざるを得ない状況に置かれている。本町の扶助費については、毎年度1億円以上の増加で推移しており、歳出総額に占める割合について、5年前と比較するとおよそ3.4ポイント増となっている(図1)。令和7年には団塊の世代(1947~1949年生まれ)が全員後期高齢者に移行するため、介護や医療など、社会保障関係費の急増が今後も見込まれている。

さらに骨太方針2023では、「構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化を含めた新しい資本主義の加速や防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、メリハリの効いた予算編成とする。」とされている。政府が進める政策等により、人件費や扶助費など各分野において町財政への影響が見込まれる。

図1. 決算額における性質別経費構成比(各年決算審査資料より)



※四捨五入を行っているため、数値の合計等が合わない場合があります。

※1) 地方交付税法第7条の規定に基づき、国が作成する地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する資料。

※2) 地方の歳出水準について国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、前年度を下回らないよう実質的に同水準を確保すること。骨太方針2021において、令和6年度まで維持することとしている。

※3) 地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の合計。

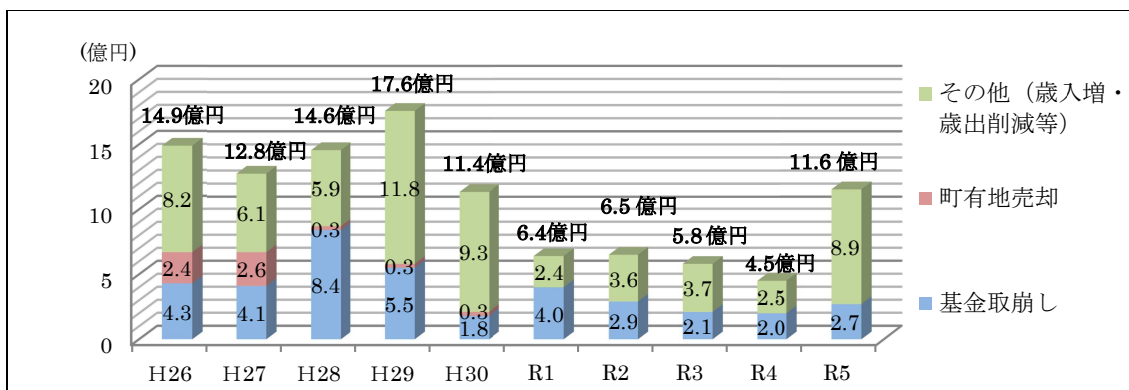
3. 本町の財政状況

これまで本町は、当初予算編成において概算要求時に生じた収支不足を最後まで埋めることができず、財政調整基金取崩し等の財源調整によって対応してきた(図2)。基金残高も大幅に減少し、予断を許さない財政状況が続いていたが、予算編成緊急アクションプラン(第二次)及び財政シミュレーションと対策の実行により、令和3年度から財政健全化に向けて改善が見られていた。

しかし、令和5年度の当初予算編成における概算要求時の収支不足額が大幅に広がり、収支不足縮減に苦慮した。加えて、令和5年6月補正及び9月補正においても収支不足が生じ、ヒアリングにより事業精査を行ったが、財政調整基金を取崩すこととなり、結果として当初予算編成時に取り崩した分を積み戻すことができなかった。このような状況が続くと、再び財政運営が厳しくなるおそれがある。今一度、事業の優先順位を精査し、計画的に財源を確保、執行することで、今後も安定した財政運営が行えるよう努めていかななくてはならない。

このような中、国民健康保険の累積赤字早期解消や扶助費の大幅な増加に歯止めがかからないこと、さらには義務教育施設をはじめとする公共施設の老朽化など、従来からの課題への早急な対応を迫られている。加えて今後は、自治体DXの推進や教育のICT化に向けた環境整備などにも取り組んでいく必要がある。そのため、単独事業に対する補助金活用の検討や随時基金への積み立てを行うなど、計画的な財源確保が必須である。

図2. 各年度の予算編成における収支不足縮減状況(各年庁議資料より)



本町の令和4年度決算における歳入では、町税が令和3年度決算額から1.6億円増の40.2億円となっている。主な要因は、固定資産税及び個人町民税の増である。また、地方交付税は、臨時経済対策分等として0.9億円の追加配分があったことや、臨時財政対策債が大幅に抑制されたこともあり、令和3年度決算額から0.5億円の増となった。

次に歳出では、依然として歳出総額に占める扶助費の割合が高い状況であ

る。令和3年度決算額と比較し、国の緊急支援策にかかる事業の終了に伴い4.2億円減の44.2億円となった。具体的には、子育て世帯臨時特別給付金事業(6.7億円)、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業(1.9億円)の減である。扶助費総額としては、5年前と比較するとおよそ1.3倍(11.1億円)増加しており、これら臨時的な経費を除いてもなお、社会福祉費や児童福祉費等の増額により、扶助費は毎年度1億円以上の増加で推移している。今後も増大する社会保障に伴い、増え続けていくことが見込まれている。

また、令和4年度の歳出総額においては、各種給付事業費の減に加え、小波津川改修事業費の減や北森川橋長寿命化修繕事業の皆減等の影響により、令和3年度比2.3億円減の142.6億円となった。

財政調整基金をはじめとする各基金については、将来の支出に対応するため、西原町基金管理方針に基づき積み立てているが、教育施設や給食センター等の公共施設の老朽化へ対応するための財源確保が必要である。さらに、西原西地区土地区画整理事業や南部広域行政組合中間処理施設の新炉建設事業など完了までに多額の費用を要する事業や、学校におけるICT環境整備に伴う関連機器の更新などにも計画的に財源を確保し、対応していく必要がある。

4. 予算編成方針

以上の現状を踏まえ、厳しい財政状況の中であっても、自治体の役割として「最小の経費で最大の効果を」を常に意識し、「西原町まちづくり基本条例」で掲げた目指すべき将来像の実現のため、職員一人一人が全力をあげて予算編成作業にあたらなければならない。職員においては、財政状況を念頭におき、前例踏襲することなく、再度ゼロベースで事業の見直しを行い、優先順位を踏まえた事業選択を徹底すること。また、常に事業の意義と改善を意識し、自治体DXの推進に併せて行政改革を進め、行財政運営のスリム化・効率化を徹底することや補助金の積極的な活用による財源確保により、真に必要な町民サービスを提供できるような予算要求をすること。令和6年度予算は次にあげる事項に留意の上、編成することとする。

- 1 実行計画事務事業表及び事業計画表のヒアリング結果並びに三役調整内容を反映させること。また、予算においては**計画した額を上限とし、令和4年度実績を勘案して要求すること**。原則として政策課題への対応については、“あれもこれも”という形ではなく“あれかこれか”という選択と集中の視点で緊急かつ効果の高いものを優先的に実施することとし、併せて現行事業の見直しを図ること。

※実行計画に計上した事業においても、課内で優先順位を十分精査し、安易に計画した事業すべてを要求しないこと。

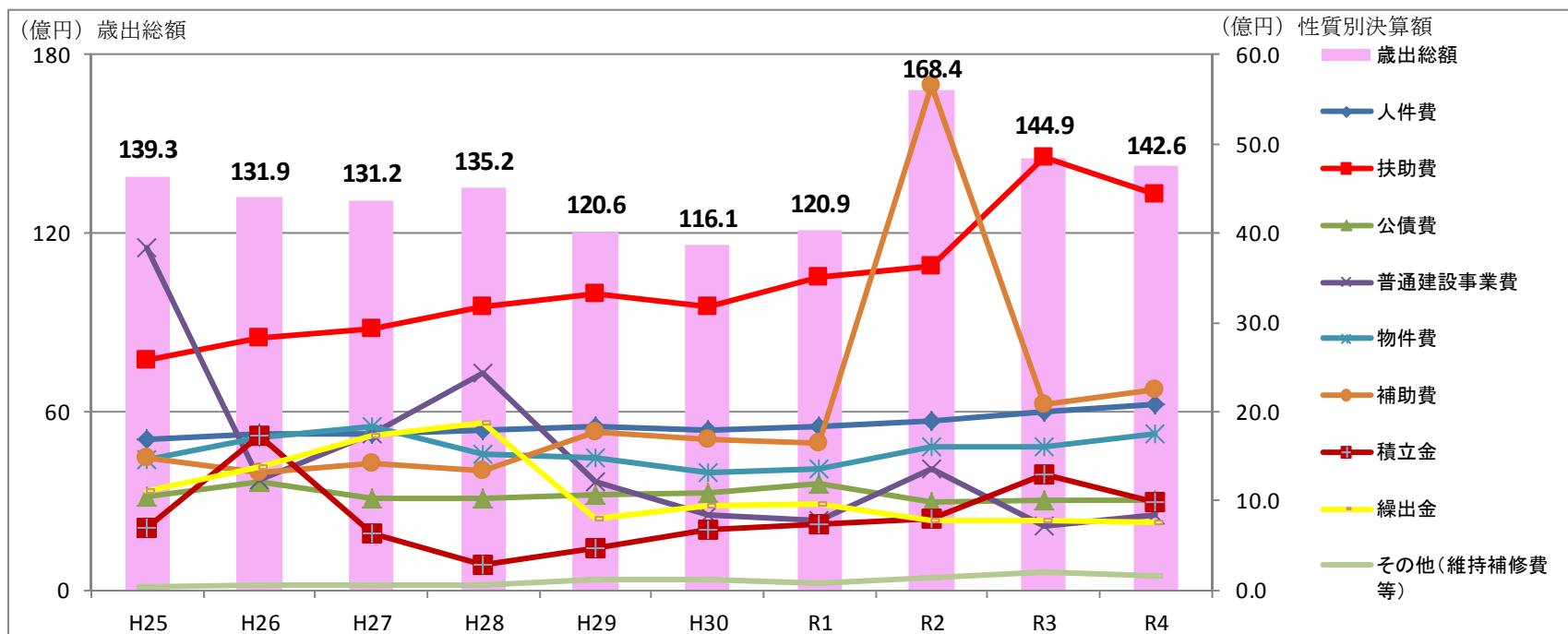
※実行計画にない新規事業を要求する場合は、所管部長と調整の上、企画調整係・財政係のヒアリングを受け、必要性・緊急性などを判断したのち実行計画に反映させ予算要求を行うこと。

- 2 毎年、実行計画・事業計画表ヒアリングを実施し、事業の評価を行っているところではあるが、特に、新規事業を開始する場合は、立案段階から一定の事業期間を設定し、その期間が終了する際に、事業の効果などを検証したうえで継続するかどうかを判断すること
- 3 地域等からの要望・要請に対する回答において、財政支出が伴うものについては、必ず事前に企画財政課と調整すること。懸案の事業など特に問題を含んでいるもの又は複数の課に関係する事業などについては、事前に関係機関又は関係課との協議をし、必要に応じ三役調整を行っておくこと。
- 4 査定後の予算増については、交付決定、政策判断に基づくもの及び真に必要なものとして三役で確認したもの以外は増額しない。なお、年度途中の補正は、真に緊急でやむを得ないものに限られるので留意すること。
- 5 安定的な財源確保の手段として有効な口座振替による納付の義務化を検討すること。加えて、新たな財源の確保に努めるとともに、内部経費等の徹底的な見直しによる思い切った歳出削減に努めること。
※公金手数料の大幅値上げに伴う対応策として、収入では、口座振替の推進やキャッシュレス納付の検討、支出では、支払回数を最小限に抑えること（例示 リース契約における支払を年払い(又は半年払いや四半期払い)にできるか調整する、消耗品はまとめ買いを徹底するなど）。
- 6 現金確保の観点から、国・県支出金等で概算請求ができる場合は必ず実行し、不必要な一時借入が生じないようにすること。
- 7 国、県補助が終了する場合は、原則として同時に事業廃止とする。事業が廃止となる可能性も視野にいれ、住民への周知や関係機関との調整等の検討について早期着手すること。
- 8 補助金等を活用して新規事業を開始する場合は、町負担分が新たに生じることを意識し、十分な検討・調整を行うこと。その上で実施の判断となった場合は、「補助金等の終了をもって事業終了とする」旨を実施要綱に記載し、利用者への周知を十分に行うこと。また、すでに補助金等を活用して事業を行っている場合でも、ニーズや効果が薄れているものについては随時見直しを行

うこと。

- 9 繰越が常態化している事業については、事業の必要性、緊急性について十分な検討を行い、事業量を精査し、進捗管理を徹底すること。関係機関等との調整を要する場合は、スケジュール管理を徹底し、早期に調整を図ること。
- 10 一部事務組合等については、負担金額が決定する前に、担当課でのヒアリング及び企画財政課長との調整を行うこと。
- 11 特別会計及び公営企業会計については、一般会計に準じて編成すること。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が完全適用されていることから、関係職員においては一人一人が事業経営者としてコスト意識を持ち、収入の確保や徹底した経費抑制策の実施等、これまで以上に経営健全化に取り組むこと。
- 12 予算の入力にあたっては、別紙「財務会計システム入力における留意事項」を必ず確認し、厳守すること。特に、前年度の入力事項を複写しそのまま入力するのではなく、補助金名や補助率、事業の要点、要求額が増になった理由などを確実に記載すること。

【参考資料】各年度歳出決算額及び性質別決算額の推移(過去10年間)



- ・「歳出総額」・・・恒常的に120億円を超えており、R2以降は新型コロナウイルス感染症への対応等により、140億円を超えた。
- ・「人件費」・・・ほぼ横ばいで推移しているが、R1から毎年度約1億円の増加で推移している。
- ・「公債費」「物件費」「その他(維持補修費等)」・・・ほぼ横ばいで推移している。
- ・「扶助費」・・・毎年度1億円以上の増加で推移している。R4決算では前年度比4.3億円の減となった。10年前と比較すると約1.7倍となっており、増加額は18.5億円である。
- ・「普通建設事業費」・・・H25～H26は庁舎建設事業、H27～H28は坂田小学校増改築事業による影響である。
- ・「補助費」・・・東部清掃施設組合への負担金増や介護広域連合へ加入したことに伴いH29の増加が大きくなっている。R3決算においては、特別定額給付金事業35.4億円の皆減により大きく減となっている。
- ・「積立金」・・・H25～H26の増加は町有財産(土地)の売払収入によるもの。H30～R1の増加は特別会計繰出準備基金の積立によるもの。R3決算においては、財政調整基金積立金や減債基金積立金等の増額により4.9億円の増となっている。
- ・「繰出金」・・・H26～H28は国保累積赤字補填のための法定外繰出による増となっている。